

# 月形町新型コロナウイルス感染症に 関する生活支援・経済支援一覧

【個人の方へ】

令和2年6月5日現在

対策・支援等	対象者	概要	開始時期	問合せ先
特別定額給付金	すべての住民の方	<p>経済対策の一環として、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、1人あたり10万円の給付を行います。</p> <p>■給付対象者 令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている方</p> <p>■給付額 給付対象者1人につき10万円</p> <p>■申請方法 ア 郵送申請方式 イ オンライン申請方式（マイナンバーカードによる申請）</p> <p>■給付金 世帯主の本人名義の金融機関口座へ振込</p> <p>■申請期限 令和2年8月11日</p>	令和2年5月	総務課 危機管理係 ☎IP53-2321
子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当を受給されている方	<p>■対象者 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給されている方</p> <p>■支給額 対象児童1人につき1万円</p> <p>■支給日、申請方法等</p> <p>①一般支給対象者 6月5日（金）【申請等は特に必要ありません】</p> <p>②公務員支給対象者 勤務先にお問い合わせ願います。</p>	令和2年6月	保健福祉課 地域福祉係 ☎IP53-3155
月形町緊急経済対策地域振興商品券の交付	すべての住民の方	<p>町内商工業の振興および町民の生活支援として全町民へ次のとおり地域振興商品券を交付します。</p> <p>■配付要件 令和2年6月1日現在において月形町に住所がある方</p> <p>■交付額 世帯員全員に1人3,000円（500円×6枚つづり） 18歳以下（平成14年4月2日以降に生まれた方）には1人3,000円を追加します。 ※申請手続きは不要です</p> <p>■交付方法 世帯ごとに簡易書留で直接郵送</p> <p>■交付時期 7月1日</p> <p>■有効期限 令和2年10月31日（土）まで</p> <p>■取扱可能店舗 事業に参加する町内の事業所</p>	令和2年7月	企画振興課 商工観光係 ☎IP53-2325

【事業者の方へ】

北海道信用協会保証料補助金	融資を受けた事業者	<p>中小企業者が月形町中小企業振興融資制度による金融機関（北海道銀行、北海道信用金庫）からの融資を受ける際に北海道信用保証協会へ支払う保証料の全額を補助します。</p> <p>■申請時期・・・随時</p>	令和2年4月	企画振興課 商工観光係 ☎IP53-2325
月形町中小企業振興対策緊急融資利子補助金	融資を受けた事業者	<p>町内事業者が町の指定する融資を受けた際の利子の一部を補給します。</p> <p>■指定する融資および利子補給率</p> <p>(1) 国の中小企業に対する融資（政府系金融機関） 利子補給率5分の3</p> <p>(2) 北海道の中小企業に対する融資（道制度資金） 利子補給率5分の3</p> <p>(3) 月形町中小企業振興資金 ・ 設備投資 利子補給率5分の3 ・ 運転資金 利子補給率10割</p> <p>(4) 金融機関の事業資金に係る融資 利子補給率5分の3</p> <p>■申請時期</p> <p>(1) 利子補給率 5分の3・・・令和2年12月31日まで</p> <p>(2) 利子補給率 10割・・・令和3年3月31日まで</p>	令和2年4月	企画振興課 商工観光係 ☎IP53-2325
福祉施設等感染防止対策支援金	町内に住所を有する入所施設	<p>社会福祉施設等において感染症対策等のため物資等に係る経費等に対し支援を行うため、1施設当たり20万円の支給を行います。</p> <p>■対象施設 町内に住所を有する社会福祉施設（入所施設）</p> <p>■申請方法・期限 別途対象の社会福祉施設等にご連絡します</p> <p>■支給対象者 対象となる社会福祉施設等の長</p>	令和2年7月	保健福祉課 地域福祉係 ☎IP53-3155

裏面に続きます

【事業者の方へ】

対策・支援等	対象者	概要	開始時期	問合せ先
月形町休業協力・感染リスク低減支援金	休業要請等に応じた事業者	<p>北海道の休業要請等に応じ休業等を行った事業者に対し、町が10万円を支給します。また、町の基準により感染症防止対策を行った事業者に対しても10万円を支給します。</p> <p>■対象事業者および感染防止対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スナックや学習塾等を経営する個人事業主：休業</li> <li>・酒類提供のある飲食店：19時以降の酒類提供の取り止め</li> <li>・酒類提供のない飲食店：営業時間の短縮等</li> </ul> <p>■休業等取組対象期間 4月25日（土）から5月6日（水）まで</p> <p>■申請方法 役場企画振興課商工観光係で配布している申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ同係へ提出してください。 ※申請書は、月形町ホームページからもダウンロードできます。</p> <p>■受付期限 7月31日（金）まで</p> <p>■給付日 申請受付から2週間以内</p>	令和2年5月	企画振興課 商工観光係 ☎IP53-2325
月形町休業協力・感染リスク低減延長支援金（拡充・追加事業）	休業要請等に応じた事業者	<p>北海道の休業要請等に応じ休業等を行った事業者（法人の休業を含む）に対し、町が10万円を支給します。また、町の基準により感染症防止対策を行った事業者に対しても10万円の支給します。</p> <p>■対象事業者および感染防止対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スナックや学習塾等を経営する法人または個人事業主：休業</li> <li>・酒類提供のある飲食店：19時以降の酒類提供の取り止め</li> <li>・酒類提供のない飲食店：営業時間の短縮等</li> </ul> <p>■休業等取組対象期間 5月7日（木）から5月15日（金）まで</p> <p>■申請方法 上記の事業同様を予定</p> <p>■受付期限 7月31日（金）まで</p> <p>■給付日 申請受付から2週間以内</p>	令和2年6月	企画振興課 商工観光係 ☎IP53-2325
月形町経営持続化休業特別支援金（拡充・追加事業）	休業要請等に応じた事業者	<p>北海道の休業要請等に応じ休業した事業者（法人の休業を含む）に対し、町が10万円を支給します。</p> <p>■対象事業者および感染防止対策等 スナック等を経営する法人または個人事業主：休業</p> <p>■取組対象期間 5月19日（火）から5月31日（日）まで</p> <p>■申請方法 上記の事業同様を予定</p> <p>■受付期限 7月31日（金）まで</p> <p>■給付日 申請受付から2週間以内</p>	令和2年6月	企画振興課 商工観光係 ☎IP53-2325
月形町中小企業者等経営持続化支援金	売上が20%以上減少した事業者	<p>売上額が前年と比較して20%以上減少している町内事業者等（町内で営業する法人または個人事業主（農業、建設業、福祉関係事業所は対象外））を対象に支援金を交付します。</p> <p>■交付対象 令和2年3月から5月までの間のいずれかの月の売上額が、新型コロナウイルス感染症の影響により前年同月の売上額と比較して20%以上減少している事業者</p> <p>■交付額 上限額30万円（指定業種上限額100万円）</p> <p>■申請方法 上記の事業同様を予定</p> <p>■受付期限 7月31日（金）まで</p> <p>■交付日 申請受付から2週間以内</p>	令和2年6月	企画振興課 商工観光係 ☎IP53-2325

【月形町緊急経済対策プレミアム付き商品券等発行事業（完売）】

対策・支援等	対象者	概要	開始時期	問合せ先
月形町緊急経済対策プレミアム付き商品券等発行事業	購入者	<p><b>本商品券、クーポン券は令和2年5月11日に販売し、即日完売しました 購入した方は、有効期限にご注意ください</b></p> <p>感染症防止対策の影響により低迷する個人消費を活性化させるため、町内で使用可能なプレミアム付き商品券および町内の飲食店で使用可能なクーポン券を発行しました。</p> <p>(1)「つきがたみかづき商品券」の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア プレミアム率 30%</li> <li>イ 販売価格 1セット5,000円（500円券×13枚入り 6,500円分）</li> <li>ウ 有効期限 <b>令和2年8月31日（月）まで</b></li> <li>エ 取扱可能店舗 事業に参加する町内の事業所</li> </ul> <p>(2)「町内の飲食店で使えるクーポン券」の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 発行方法 上記商品券1セットにつきクーポン券（500円割引券）1枚を同封</li> <li>イ 使用有効期限 <b>令和2年8月31日（月）まで</b></li> <li>ウ 取扱可能店舗 事業に参加する町内の飲食店</li> </ul>	令和2年5月	月形商工会 ☎IP53-2341  企画振興課 商工観光係 ☎IP53-2325